

## 道 路 寄 付 受 入 基 準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第3条に規定する道路以外の土地で、開発行為に伴う道路又は一般交通若しくは日常生活の用に供されている道を市道として寄付受入しようとする道路（以下「道路」という。）について必要な要件を定めるものとする。

(受入の基準)

第2条 道路は、法令その他特別の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものであること。

- (1) 道路は、下妻市の区域内に存するものであること。
- (2) 道路の起点又は終点が、法第3条に規定する道路に接続していること。
- (3) 道路の敷地を無償で市に寄付できること。
- (4) 道路の敷地について、地上権又は抵当権その他第三者の権利が設定されていないこと。
- (5) 道路の境界については、関係地権者の同意を得ていること。
- (6) 道路の境界には、境界杭があること。
- (7) 複数以上の利用者が見込まれること。

(道路の形状及び構造の基準)

第3条 道路の形状及び構造は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものであって、原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に適合するものであること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）施行の日（昭和25年11月23日）前に築造されたものはその限りではない。

- (1) 道路の幅員（のり敷を除く。以下同じ。）は、幅員4m以上の整備された道路から道路へ通り抜けできる道路の場合は4m以上とし、袋路状道路の場合は6m以上で終端に転回広場が設けられていること。
- (2) 道路の延長は、整備された道路から道路へ通り抜けできる道路の場合は任意とし、また、袋路状道路の場合は35m以上100m以下であること。
- (3) 道路の交差する部分は、位置指定基準によるすみ切りが行われていること。ただし、両側すみ切りが物理的に不可能な場合は、敷地・用途・規模等から見て、交通の安全上支障がないと認められる場合に限り、角地の隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形である部分を道路に含む片側すみ切りとすることができる。なお、開発事業面積が3000㎡以上の場合は、茨城県宅地開発指導要領に規定するすみ切りとする。
- (4) 道路が舗装整備され、路面の状態が良好で車両の通行に支障がないこと。
- (5) 道路の標準横断勾配は1.5%とすること。ただし、地形等から片勾配とする場合はこの限りではない。
- (6) 道路の占用物件その他の工作物は、交通の安全上支障がないように設けられていること。

(道路の排水施設の基準)

第4条 道路には、次の各号に掲げる要件の全てに適合するU字溝等の排水施設が設けられていること。

- (1) 排水施設は、幅員6m以上の道路の場合は両側に設けることとし、その流域に係る雨水を支障なく流下する能力があること。
- (2) 排水施設の流末は、排水能力のある水路、排水管渠等に接続されていること。
- (3) 側溝のふたは、10メートルごとに1箇所以上グレーチング等を用いてあること。
- (4) 側溝のふた及びグレーチング等は、荷重14トン以上に耐える製品であること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、排水施設の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

ア 勾配又は横断面が著しく変化する箇所

イ その他排水施設の維持管理上必要な箇所

(検査)

第5条 造成される道路については、次の各号に掲げる項目の写真管理を行い、写真帳を提出すること。なお、写真撮影にあたっては、必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように撮影し、写真帳にも必要事項を記入すること。

- (1) 工事着工前・工事完成（B.P及びE.Pを含む40m毎。40m以下の場合はB.P及びE.Pと中間地点）
- (2) 路床入替（B.P及びE.Pを含む40m毎。40m以下の場合はB.P及びE.Pと中間地点）
- (3) 下層路盤（B.P及びE.Pを含む40m毎。40m以下の場合はB.P及びE.Pと中間地点）
- (4) 上層路盤（B.P及びE.Pを含む40m毎。40m以下の場合はB.P及びE.Pと中間地点）
- (5) コア採取（測定基準及び規格値は茨城県土木部建設工事必携によること）
- (6) その他、市長が特に必要と認める工種

(特例)

第6条 自治区からの要望、陳情又は請願による道路については、市長が特に必要があると認めるときは、第3条及び第4条に規定する基準に関わらず寄付受入することができる。自治区からの要望により、市道の拡幅及び新設に伴う生活用道路であって市長が特に必要と認める場合も、また同様とする。

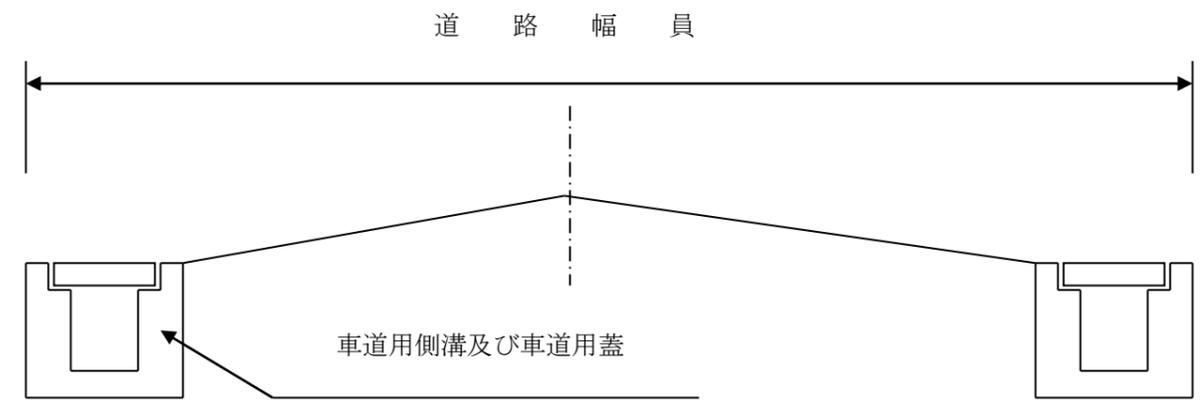
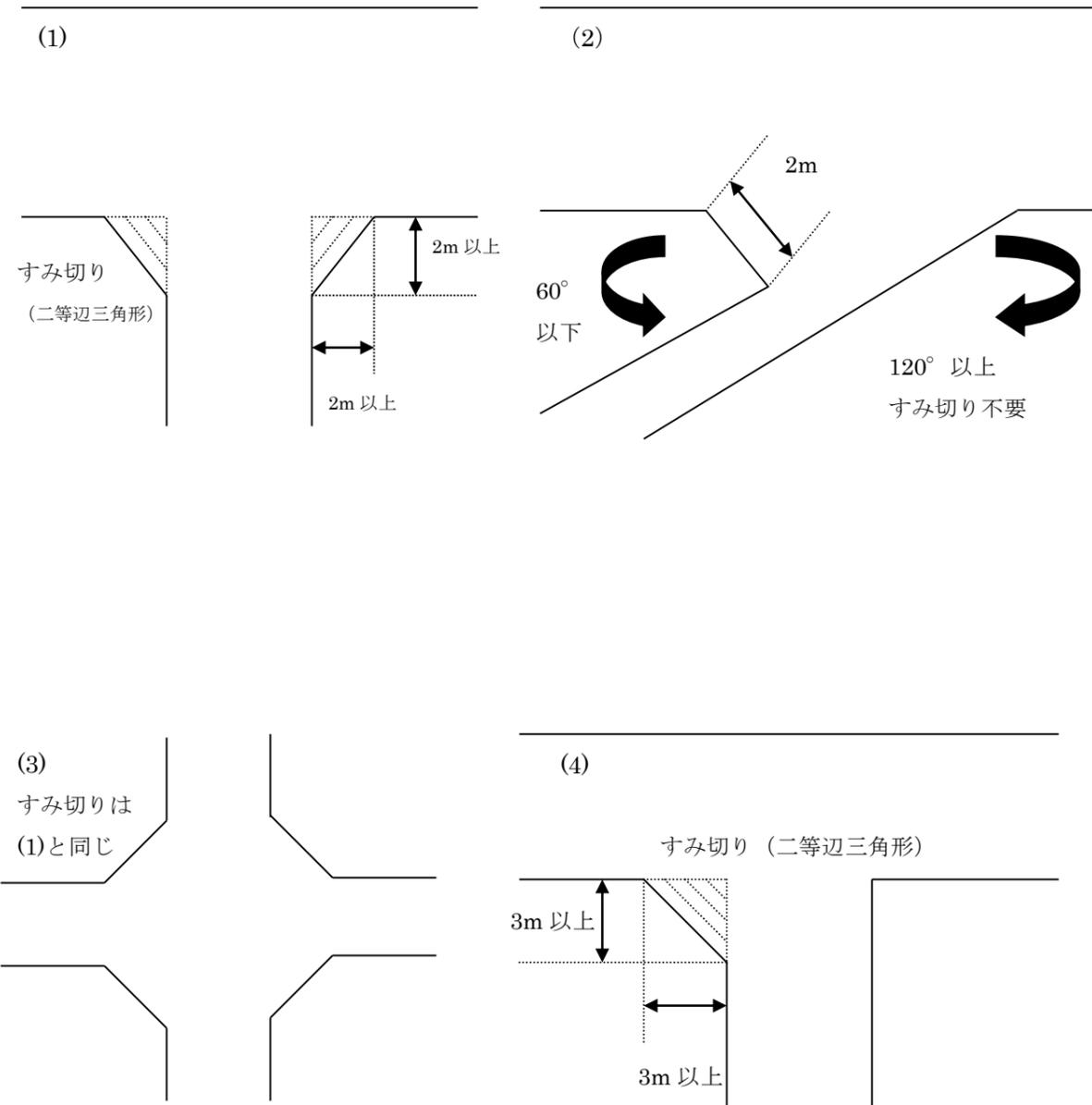
(法令その他特別の定めがあるものの受入の基準)

第7条 都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定に基づき設置された道路に係わる受入基準は、関係法令に掲げる基準に適合するものである。



第3条(3) 交叉部、接続部、屈曲部のすみ切り

図 道路の幅員



記入例

第5条(1)

工種：着工前  
 測点：  
 タイトル：着工前



第5条(3)

工種：舗装工  
 種別：下層路盤出来形  
 測点：  
 タイトル：下層路盤出来形

	設計値	実測値	差
左	200 mm	200 mm	±0 mm
中	200 mm	200 mm	±0 mm
右	200 mm	200 mm	±0 mm
幅員	3200 mm	3210 mm	+10 mm



工種：完成  
 測点：  
 タイトル：完成



第5条(4)

工種：舗装工  
 種別：上層路盤出来形  
 測点：  
 タイトル：上層路盤出来形

	設計値	実測値	差
左	50 mm	50 mm	±0 mm
中	50 mm	55 mm	±0 mm
右	50 mm	48 mm	±0 mm
幅員	3200 mm	3210 mm	+10 mm



第5条(2)

工種：舗装工  
 種別：路床出来形  
 測点：  
 タイトル：路床出来形

	設計値	実測値	差
左	600 mm	600 mm	±0 mm
中	600 mm	600 mm	±0 mm
右	600 mm	600 mm	±0 mm
幅員	3200 mm	3210 mm	+10 mm



第5条(5)

工種：舗装工  
 種別：コア出来形  
 測点：  
 タイトル：車道コア出来形

	設計値	実測値	差
表層 t1	50 mm	55 mm	+5 mm
表層 t2	50 mm	55 mm	+5 mm
表層 t3	50 mm	55 mm	+5 mm
表層 t4	50 mm	55 mm	+5 mm

